利益の処分に関する書類（案）

（平成25年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　当期末処分利益			16,992,652
当期総利益		16,992,652	
Ⅱ　利益処分額			
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究環境整備積立金		16,992,652	16,992,652

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	11,571,933		
一般管理費	367,953		
財務費用	2,084		
雑損	0	11,941,971	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 2,974,163		
入学料収益	△ 458,247		
検定料収益	△ 130,755		
講習料収益	△ 55,648		
受託研究等収益	△ 29,281		
受託事業等収益	△ 59,201		
寄附金収益	△ 252,285		
財務収益	△ 2,380		
雑益	△ 130,301		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 91,456		
資産見返寄附金戻入	△ 83,822	△ 4,267,542	
業務費用合計			7,674,429
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,193,452
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			20
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			△ 72,091
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△ 1,114,740
Ⅵ　機会費用			
国または地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		20,893	
政府出資等の機会費用		904,535	925,429
Ⅶ　国立大学法人等業務実施コスト			8,606,500

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省の指定に従い、退職一時金等「特殊要因運営費交付金」及び補正予算により措置された運営費交付金に充当される運営費交付金については費用進行基準あるいは業務達成基準を採用し、「特別運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、業務達成基準あるいは期間進行基準を採用しております。

また、プロジェクト業務に充当される運営費交付金の一部については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数の基準については法人税法に基づく耐用年数を基準としております。なお、受託研究収入及び受託事業収入により購入した償却資産については、当該受託期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

・建　　物　２～50年
・構　築　物　２～37年
・車両運搬具　４～８年
・工具器具備品　４～14年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数の基準については「研究開発費等に係る会計基準」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づく耐用年数を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置されていない教職員の退職一時金については、退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．徴収不能に係る引当金の計上基準

金銭債権の徴収不能に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、徴収不能見込額を計上しております。

５．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置されない教職員の賞与については、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は基準第85第２項に基づき、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を減じた額を計上しております。